

令和8年3月16日（月）

東松山市成年後見推進懇談会

東松山市成年後見推進協議会 について

東松山市成年後見センター

〔設置〕

※令和8年度～

成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に係る地域連携の推進を図るために設置。

〔協議内容〕

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークに関すること
- (2) 制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること
- (3) 市民後見人の養成に関わること
- (4) 成年後見センターの運営に関すること
- (5) 個別事案に係る支援方針の共有及び関係機関の連携に関する
こと
- (6) その他必要と認めること

〔委員〕 下記の関係機関、関係団体から推薦を受けた者

- (1) 埼玉県弁護士会熊谷支部
- (2) 埼玉司法書士会東松山支部
- (3) 埼玉県社会福祉士会
- (4) 東松山市民生委員児童委員協議会連合会
- (5) 東松山市（高齢介護課、障害者福祉課、社会福祉課）
- (6) 東松山市地域包括支援センター
- (7) 東松山市内における地域包括支援センター
- (8) 東松山市介護支援専門員協議会
- (9) 比企地域基幹相談支援センター
- (10) 東松山市内における障害者相談支援事業所
- (11) 東松山市社会福祉協議会

〔その他〕

任期

2年間

委員長
副委員長

- ・委員の互選により決定
- ・協議会の会議は委員長が招集・主宰
- ・副委員長は委員長を補佐

事務局

- ・東松山市成年後見センター

守秘義務

- ・協議会の委員及び委員であった者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔令和8年度の取組〕

| | |
|---------|---------------|
| 令和8年4月 | 各団体への委員の推薦依頼 |
| 令和8年6月頃 | 第1回協議会（委嘱状交付） |
| 令和9年1月頃 | 第2回協議会 |

※上記の他、権利擁護の地域連携ネットワークを強化するため、関係機関を対象としたアンケートや研修会の開催、法人後見や社会福祉士の後見人との情報交換会を開催予定。

〔第1回協議会の内容（案）について〕

【説明・報告】

- ① 成年後見推進協議会の役割・機能について
- ② 成年後見センターの取組について

【議題】

- ① 権利擁護支援、成年後見制度に関する各機関の取組や感じている課題について